第 25 回横須賀市社会福祉審議会 高齢福祉専門分科会

資料 2-1

(令和6年1月18日)

◎国通知を踏まえた第9期介護保険事業計画期間(令和6年度から令和8年度まで)における介護保険料所得段階について

令和5年12月21日に行われました第24回社会福祉審議会高齢福祉専門分科会において、第9期介護保険事業計画期間(令和6年度から令和8年度まで)における介護保険料所得段階について、国の仮案を元にした公費投入前の内容でご審議をいただき、次の3点が決定しました。

- ① 第3段階までは国の案に合わせて料率引き下げを行う。
- ② 国の仮案で410万円となっている基準所得金額(段階の境目となる金額) は、料率引き下げとなる層を作らないために、現行と同様の400万円とする。
- ③ 国の仮案で590万円、680万円となっている基準所得金額は、料率引き上げとなるのであれば、10万円単位でもそちらを選択する方向性とする。

以上を踏まえ、作成した案が<u>資料 2-2</u>「C. 前回案」となります。(他の表も含め公費投入後で作成しています。)

緑の色付は上記①及び②で決定した段階、橙の色付は③の国通知を確認とした段階です。

なお、本市では従前より第2段階の料率を国より 0.05 ポイント引き下げとしています。

その後、<u>資料2-3</u>のとおり国通知が発出され、第3段階までの標準乗率(公費投入後の料率)及び国標準段階で新設される第9段階以上の基準所得金額が次のとおりとなりました。(全体は資料2-2「B. 国標準」を参照。)

1. 第3段階までの標準乗率はそれぞれ 0.455、0.685、0.69とする。

2. 基準所得金額

	区 分	国仮案	通知
1	第9段階と第10段階を区分	410 万円	420 万円
2	第 10 段階と第 11 段階を区分	500 万円	520 万円
3	第 11 段階と第 12 段階を区分	590 万円	620 万円
4	第 12 段階と第 13 段階を区分	680 万円	720 万円

標準乗率と基準所得金額の1は前回決定済みの項目ですが、基準所得金額の2から4は引き上げとなり、料率引き上げとならない層が出る内容となりました。

そのため、該当の基準所得金額は国通知にとらわれずに、決定済みの 400 万円と本市元来の金額である 600 万円に合わせて、国と同様に 100 万円刻みとした案を資料 2-2 「D. 今回案」として作成しました。

「C. 前回案」と同じく、緑の色付は決定済の段階、橙の色付は国通知を確認 後変更した段階です。

なお、「E. 基準所得金額国標準」は基準所得金額を仮に国通知のとおりとした場合の参考として記載しました。(橙の色付は相違する段階です。)

<u>資料2-4</u>は、仮に基準額を 6,100 円として、 $\lceil D. 今回案」の段階と料率で$ 各段階の保険料を算出した表となります。

基準額の算定に用いた補正第1号被保険者数と3年間の保険料総額は記載の とおりです。

以上を事務局からの最終案として提出します。

添付資料

資料2-2 国基準と所得段階案(公費あり)

資料 2 - 3 R5.12.22 付国通知(抜粋)

資料2-4 段階別保険料案